

島田市社会教育委員 各位

島田市教育委員会
社会教育課長 清水 基之

令和 6 年島田市はたちの集いでの協力依頼について（依頼）

拝啓 時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは社会教育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年島田市はたちの集いは、下記のとおり開催することになりました。

つきましては、円滑な式典運営のため、社会教育委員の皆様にご協力していただきたく
お願い申し上げます。

御多忙中のこととは存じますが、式典従事の可否について下記 6 回答方法のいずれか
の方法で、御回答をお願いいたします。

なお、従事内容等詳細につきましては、添付資料のとおりです。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 日 時 | 令和 6 年 1 月 7 日（日） |
| | 受 付 13 時 00 分～13 時 50 分 |
| | 式典・アトラクション 14 時 00 分～15 時 15 分 |
| 2 従事時間 | 12 時 15 分から 14 時 00 分頃まで |
| 3 会 場 | 島田市総合スポーツセンター ローズアリーナ |
| 4 業務内容 | 式典参加者、来賓当受付業務（予定） |
| 5 提出期日 | 令和 5 年 12 月 8 日（金） |
| 6 回答方法 | 次のいずれか |
| | ・社会教育課青少年係へ電話（0547-36-7963） |
| | ・社会教育課青少年係へ FAX（0547-37-2880） |
| | ・社会教育課へメール（syakaikyoku@city.shimada.lg.jp） |
| | ・社会教育課の窓口へ提出 |

社会教育課 山内・大石
TEL 0547-36-7963
FAX 0547-37-2880

送り先：島田市教育委員会 社会教育課 青少年係 宛 (0547-37-2880)

島田市はたちの集い運営協力報告書 (社会教育委員)

氏 名	
協力の可否	日 時：令和6年1月7日 (日) 従事時間：12時15分から14時まで 会 場：島田市総合スポーツセンターローズアリーナ 業務内容：式典参加者、来賓当受付業務 (予定) (下の当てはまるほうに○をつけてください。) 可 • 不可

担当：島田市教育委員会社会教育課
山内・大石
TEL：0547-36-7963
FAX：0547-37-2880

令和6年島田市はたちの集い実施概要

令和5年5月8日現在

1 目的・意義

これからの人生を自分の力で生き抜こうとする青年を祝い励ますことで、ふるさと島田市の良さを再認識し市民意識の醸成を図る。

また、友人と一堂に会し、人生を振り返るとともにこれからの将来を互いに鼓舞しあう機会を設ける。

2 主 催 島田市・島田市教育委員会

3 日 時 令和6年1月7日（日） ※成人の日の前日
受 付 13時00分～13時50分
(1部) 式典 14時00分～14時30分
(2部) アトラクション 14時30分～15時15分

4 会 場 島田市総合スポーツセンター ローズアリーナ

5 対 象 者 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた住民登録者及び転出者で島田市のはたちの集い（以下、「式典」という。）に参加を希望する人

6 対 象 者 数 961人（令和5年4月3日時点）

学 区	令和6年	令和5年	増減
第一中学校区	169	184	△15
第二中学校区	245	264	△19
六合中学校区	162	183	△21
旧北中学校区	42	44	△2
初倉中学校区	132	125	7
金谷中学校区	184	191	△7
川根中学校区	27	27	0
合 計	961	1,018	△57

※令和5年出席率（全体） 72.8%

※令和6年参加見込み 721人（961人×75%）

令和6年島田市はたちの集い運営スタッフ業務分担（案）

集合及び解散時間 … 集合 12:15 ～ 解散 16:00 頃（※各係業務終了次第解散となります。）

服 装 … 式典にふさわしいもの（※屋外の係を担当していただく方は防寒着等をご用意ください）

駐 車 場 … 中央公園第1駐車場へ駐車してください。

	業 務 内 容	集合場所	解散場所	協力者
1	会場入口係 ・ 持込禁止物（酒類及び式典に関係のない物）の持込みを阻止する。 ・ 飲酒喫煙及び危険行為防止の声掛け。 ・ 家族等へ YouTube ライブ配信の二次元コードの配布	ローズアリーナ 玄関入口	ローズアリーナ 玄関入口	育成補導委員
2	通路係 ・ 受付会場及び式典会場への誘導をする。 ・ 落とし物があった場合は、落とし物係に渡す。 ・ 進入禁止場所の監視をする。	エントランス ホール階段前	エントランス ホール階段前	
3	受付係 ・ サブアリーナに受付レーンを設置し、二十歳の参加者が持参する入場券を受け取り、配布袋（式次第、記念品、アンケート、パンフレットほか）を渡す。 <u>※受付は学区の区別なし。入場券に男女の区別なし。</u> ・ 入場券を忘れた方を再交付受付へ案内する。 ・ 集計担当は、受付レーンから入場券を回収し集計する。（学区関係なし） ・ 来賓恩師名簿にチェックし、配布袋（式次第ほか）を渡す。恩師には、冊子を渡す。 ・ 介助者は再交付受付で受付後、参加者と一緒に受付を行う。 ・ 代理受取りについて、再交付受付にて受領証を交付し、記念品を渡す。	サブアリーナ 受付場所	サブアリーナ 受付場所	社会教育委員 ボーイスカウト ガールスカウト

4	メインアリーナ案内係 ・受付会場から式典会場へ入ってくる参加者・来賓・主催者を席に誘導し着席を促す。 ・参加者（女性）の振袖の着崩れ直しをする。	メインアリーナ 入口付近	多目的室	日赤奉仕団 更生保護女性会 子ども会連合会
5	第3他駐車場係 ・第3、第5、第6 駐車場への車両の誘導。 ・飲酒喫煙及び危険行為防止の声掛け。	第3 駐車場入口	ローズアリーナ 玄関入口	育成補導委員

◎交通整理係、第1 駐車場係は、職員と交通整理員（業務委託業者）が従事し、協力者の方は配置いたしません。

【令和6年島田市はたちの集い特記事項】

- ・家族の入場については下記2点の理由を除き禁止しております。
 - ① 二十歳の参加者の介助のため
 - ② 記念品の代理受け取りのため
- ・2階席には二十歳の参加者の介助者をご案内します。
- ・今回の「はたちの集い」については市公式 YouTube チャンネルで、動画の生配信を行います。
- ・第1 駐車場については、受付終了後は入口を閉鎖し、第2 駐車場を乗車ロータリー（駐車は不可）として運用します。
- ・第3 駐車場東側（43 台）は一般公園利用者駐車場として開放します。二十歳の参加者を含む式典関係者は駐車できません。

令和6年島田市はたちの集い 当日業務内容

係名	受付係
従事者	教育委員会職員、ボーイスカウト、ガールスカウト、社会教育委員
集合時間	職員 12:00 協力者 12:15
集合場所	サブアリーナ（解散場所も同じ）
服装	式典にふさわしいもの ※職員は職員用名札、スタッフ用ジャンパーを着用 ※協力者はスタッフ用名札、スタッフジャンパーを着用 ※受付会場内は携帯電話をマナーモードにする。

業務内容

笑顔でお祝いの言葉をかけましょう。

●二十歳の参加者受付

入場券を受け取り、配布袋（記念品、パンフレット、アンケート他）とメインアリーナ内席次表を渡す。

●恩師受付

QRコードの読み取り

- ・恩師名簿にチェックし、式次第、恩師メッセージ冊子、席次表の入った配布袋を渡す。
- ・思い出の品（タイムカプセル・手紙）等を持参した場合、預かり証を渡し、式典終了後に階段下の落とし物・預かりもの返却場へ来ていただくよう伝える。

●来賓・主催者（三役等・部長）

来賓・主催者（三役等・部長）名簿にチェックし、式次第及び席次表を渡す。

●介助者受付

- ・事前に送付してある介助者用入場券を受け取り、式次第及び席次表を渡し、二十歳の参加者の受付場所へ案内する。介助する二十歳の参加者の着席後は原則2階に座っていただく。
 ※もし参加者本人の要望で介助者と一緒が良ければ2人とも2階席へ（主任に取り次ぐ）案内する。
- ・介助者の入場は1名まで。
- ・介助者用の入場券を紛失又は当日急遽来た場合は、受付票に記載していただく。受付票には右上に赤ペンで「介助者」と記載。

●入場券再交付記入

・入場券を持参しなかった場合は、こちらで用意した受付票に記入していただく。

●保護者の代理受け取り

入場券に赤字で「代理」と記入し受け取り、受領書を記入していただいた後、記念品を渡す。

●集計

- ・受付レーンから入場券を回収する。
- ・色関係なく枚数を数える。50枚ごと輪ゴムで束ねる。50枚未満は付箋に枚数を記載し貼付。
- ・代理受け取りは参加者の数に含めない。

<受付業務終了後>

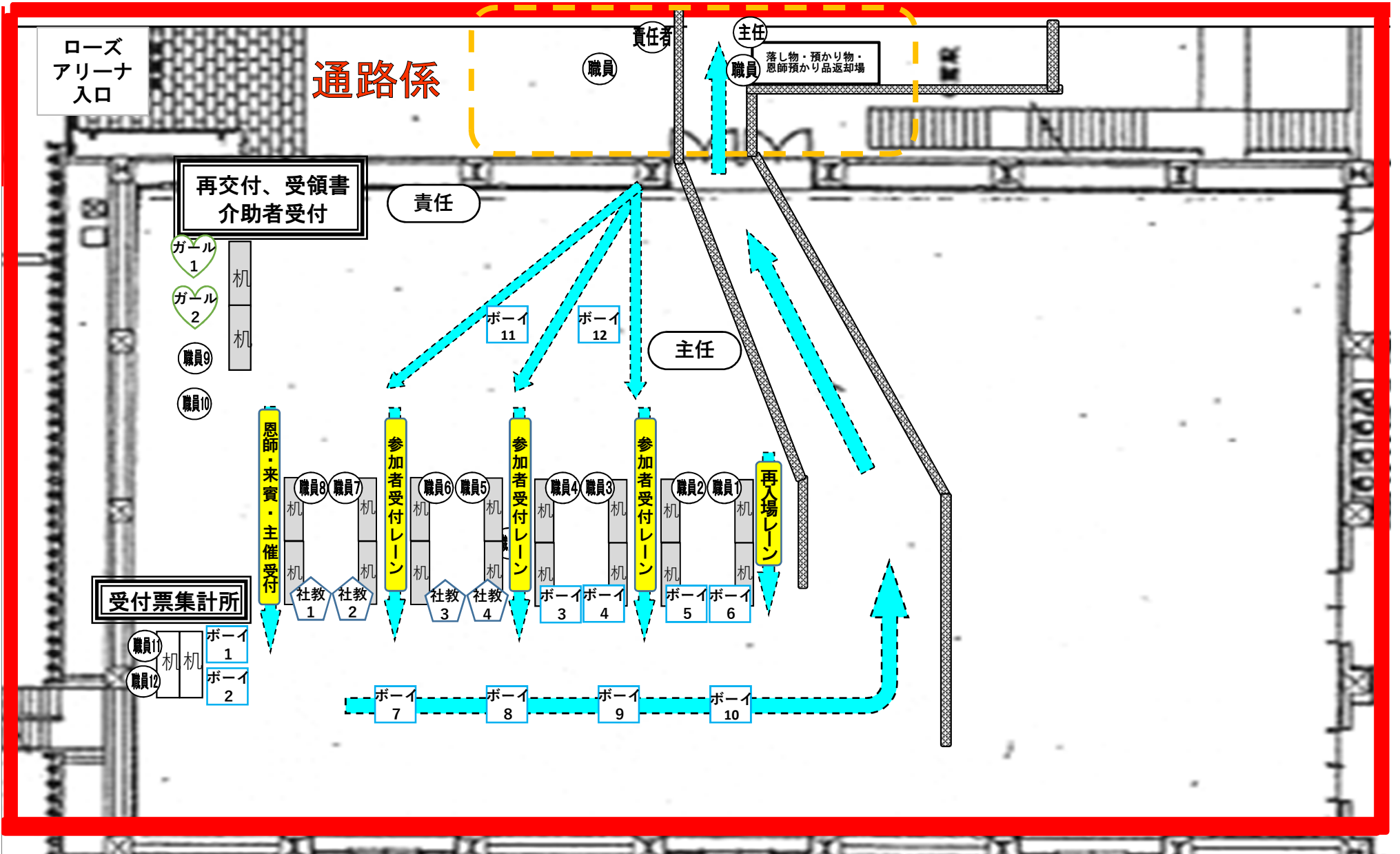
受付終了後、エントランス付近に簡易受付及びアンケート回収箱設置。受付票集計係は集計表を7部コピーし、杉村係長に1部、山内主事に6部手渡す。

スケジュール

12:00	職員は12:00に研修室に集合、配置場所の物品を確認し従事場所へ移動。協力者は12:15にサブアリーナ集合。
12:15	
12:30	係打ち合わせ（業務内容・出欠確認・ジャンパーを配布）、受付準備
12:30～13:00	会場の全体の受入準備ができ次第、受付開始。受付時間13:00～13:50
13:50	エントランスに簡易受付を設置。併せてアンケート回収箱の設置
14:00～15:00	式典開始。協力者は業務終了、解散（お礼の品を渡す）。14:30～アトラクション
15:00～	アンケートの回収。

受付係

- ⬡ ...社会教育委員さん
- ♥ ...ガールスカウトさん
- ⬡ ...ボーイスカウトさん
- ★ ...消防団員さん



令和6年度 社会教育関係団体に対する補助金の交付について

(R6年度当初予算要求ベース)

事業名	NO	件名	補助額	支出先	備考(内容)
少年健全育成経費	1	島田市子ども会連合会補助金	1,500,000	島田市子ども会連合会	島田市子ども会連合会補助金交付要綱
	2	島田市体験寺子屋事業補助金	120,000	事業を実施する8団体 (1団体につき、30人×500円を上限。)	島田市体験寺子屋事業補助金交付要綱
青少年リーダー育成経費	3	島田地区ボーイスカウト・ガールスカウト事業補助金			島田地区ボーイスカウト・ガールスカウト事業補助金交付要綱
		①金谷第1団	35,000	ボーイスカウト金谷第1団	
		②島田第2団	35,000	ボーイスカウト島田第2団	
		③金谷第3団	35,000	ボーイスカウト金谷第3団	
		④島田第4団	35,000	ボーイスカウト島田第4団	
		⑤島田第6団	35,000	ボーイスカウト島田第6団	
		⑥静岡県第17団	35,000	ガールスカウト静岡県第17団	
		⑦島田第5団	35,000	ボーイスカウト島田第5団	
	4	青少年指導者養成事業参加費補助金	40,000	参加者1人予定、県事業への参加者	島田市青少年指導者養成事業参加費補助金交付要綱
成人記念事業経費	5	島田市川根町青年団補助金 (成人の日記念行事駅伝大会)	100,000	川根町青年団	島田市川根町青年団補助金交付要綱

R6年度要求額 ①	2,005,000	
R5年度査定額 ②	2,035,000	
①－②	△ 30,000	※4年に1回開催の世界スカウトジャンボリー参加費補助金分

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(昭三四法一五八・全改、昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平二〇法五九・一部改正)